仕　様　書

1　件名

基幹業務システム（学童保育）セットアップ（設計・構築）業務委託

2　目的

学童保育業務の円滑な運用のため、学童保育システムのセットアップ（設計・構築）を行う。

3　契約期間

契約確定日から２０２７年3月３１日まで

4　履行場所

町田市の指定する場所

5　契約内容

学童保育システムの導入に向けた設計・構築等を行う。主な契約内容は次のとおり。

・本システムの導入に係る要件定義、基本設計および詳細設計を行う。
・本システムの環境構築を行う。
・設計に基づき、本システムの構築を行う。

6　支払

履行確認後、請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を一括にて支払う。

7　その他

・その他、不明な点は甲乙協議のうえ決定すること。
・契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
　① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
　② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
　③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
　なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

【共通仕様】

1　調査・検討

・本件に係る機器等（ケーブル等の物件を含む。以下「機器等」という）の設置場所及び環境を調査すること。
・調査に基づいて、機器等の選定及び設置設定に係る適切な施工、設定方法等を検討すること。
・本件の実施にあたって、他システム、他の機器等に影響が生じうる場合は、必要に応じて提案、助言を行うこと。

2　設計

・本件の実施目的、機器等の用途を把握し、適切な設計を行えるよう関係者との調整を行うこと。
・設計内容については、実施前に甲の確認（レビュー等）を受けること。
・調整、設計内容の確認（レビュー等）に必要な情報、資料等を関係者に提供すること。
・機器等について、必要な設計を行うこと。
・本件実施にあたって、関係のあるドキュメント（設計書等）を作成（新規作成、更新、廃止を含む）すること。
・試験結果等に基づいて、設計内容の調整を行うこと。

3　施工

・施工にあたっては、必要に応じて、養生、物件の移動等を行うこと。
・施工後は、原状回復、残材回収及び清掃（施工時に発生したものに限る）を行うこと。
・本件に係る機器等について、設置、設定を行うこと。

4　試験

・本件に係る試験項目表を作成すること。
・試験にあたっては、既存機能が退行していないことを確認すること。
・試験の目的を把握し、適切な試験を行えるよう関係者との調整を行うこと。
・試験内容については、実施前に甲の確認（レビュー等）を受けること。
・調整、試験内容の確認（レビュー等）に必要な情報、資料等を関係者に提供すること。
・試験項目に従って、試験を行い、結果を報告すること。
・本件に係る機器等について、試験を行うこと。

5　管理

・本件に関するプロジェクト管理を行うこと。
・本件に関係するシステムベンダとの調整を行うこと。
・本件実施にあたって、上記以外の事項について関係者と必要な調整を行うこと。

【個別仕様】

１　調査・検討

本システムの構築にあたり、現行業務の分析、環境調査等を行うこと。

１．１　関連システム

関連するシステムの機能、利用状況、運用状況、システムリソース、格納データ等の状況を把握のうえ、本システムの構築を開始すること。

１．２　業務分析

現行業務のヒアリングを行い、本システムを最適に適用するための業務フローを整理すること。また、整理した業務フローに基づき、本システムで実現する機能、帳票、パラメータ設定値、既存データとの整合性等について詳細な確認を行うこと。

１．３　環境調査

ガバメントクラウド環境およびネットワーク構成を調査し、本番環境および検証環境の構築に向けた最適な構成・設定方法を検討すること。検証環境の検討にあたっては、本番環境との機能的な整合性を維持しつつ、費用対効果を考慮した構成とすること。

２　設計

本システムの設計にあたっては、パッケージシステムの標準機能を最大限活用し、カスタマイズは原則行わないものとする。やむを得ずカスタマイズを行う場合は、将来のバージョンアップへの影響を最小限に抑える手法を採用し、事前に市の承認を得ること。また、カスタマイズ箇所は一覧化して管理すること。また、プロポーザル時の企画書、業務機能要件確認書及びシステム要件確認書に記載した内容が網羅されているかについても十分に留意すること。

２．１　詳細設計

業務分析に基づき、画面遷移、帳票レイアウト、バッチ処理、データベース構造等の詳細設計を行うこと。

２．２　業務アプリケーション

仮想マシンに搭載する業務アプリケーションの設計を行うこと。パラメータ設定についてはパラメータ設定シートを作成すること。

２．３　他システム連携

住民記録システム、税務システムと連携し、住民異動、世帯情報、宛名情報、税情報等を取得できること。連携は国が定める標準仕様書に基づくインターフェースを用いることとする。

２．４　データセットアップ

本システムの稼働に必要なデータを特定すると共に、本システムに格納する上で必要なデータ移行設計（マッピング、変換ルール、クレンジング方針の策定）を行うこと。主なセットアップデータは以下のとおりとする。

No	データ名称
1	世帯情報（保護者、児童、住所）
2	児童利用情報（申請、入退所）
3	メモ情報
4	調定情報
5	納付書発行情報
6	収納情報（入出金、不納欠損）
7	施設などのマスター情報

２．５　運用

業務サイクルやフローを勘案のうえ、本システムの運用設計を行うこと。

３　施工

本システムに必要な次の施工を行うこと。なお、各施工の詳細については、システム設計書、データ移行設計書、システム連携設計書等を参照すること。

３．１　業務アプリケーション

設計に基づいて構築を行うこと。

４　試験

各施工項目について、試験項目表を作成のうえ単体試験、結合試験、総合試験を実施し、試験結果エビデンスを付したうえ試験結果を報告すること。その後、試験項目表を作成のうえ、関連システムベンダとともに総合運転試験を実施し、エビデンスを付したうえ試験結果を提出すること。

５　管理

プロジェクトの管理については次のとおりとすること。

５．１　プロジェクト管理

本プロジェクトの管理については、ＰＭＢＯＫ等の世界標準に準拠するとともに、「プロジェクト体制（体制図・実施要領）」を作成のうえ、行うこと。

５．２　マスタスケジュール

本プロジェクトを管理するにあたり、「マスタスケジュール（ＷＢＳ）」を作成し、提出すること。また、マスタスケジュールについては常に最新化すること。

５．３　体制管理

本プロジェクトを管理するにあたり、「プロジェクト体制図」を提出すること。また、体制図については常に最新化すること。

５．４　課題・問題管理

本プロジェクトにおける課題や問題を「指摘事項管理表」を用い一元的に管理するとともに、対応策を検討し、課題や問題を解決すること。

５．５　定例会議

本プロジェクトにおいては、適時適切に打合せを行うとともに、プロジェクトの進捗状況及び課題の共有を行うことを目的とした、定例会議を実施すること。

５．６　関係機関との調整

本業務の遂行にあたり、統合連携基盤ベンダ、連携システムベンダ、ガバメントクラウド運用管理補助者等の関係者と必要な調整を行うこと。

６　納品物

次の成果物を、紙媒体と電子媒体とで一部ずつ納品すること。なお、電子媒体に格納するファイルは PDF 形式とするが、甲の指定するものは編集可能な形式のファイルも合わせて格納すること。

・完了報告書
・作業実績表
・システム設計書
・データセットアップ設計書
・システム連携設計書
・操作手順書
・運用手順書
・試験計画書
・試験結果報告書
・試験エビデンス
・議事録
・指摘事項管理表
・マスタスケジュール
・プロジェクト体制（体制図・実施要領）

７　検査

本契約の完了報告のため、「完了報告書」を提出すること。なお、本契約の検査は、甲の承認をもって完了することとする。